

## 【経営セーフティ共済 加入者の条件】

加入できる方: 次の ~ の条件に該当する中小企業者で、引き続き1年以上事業を行っている方

個人事業主または会社で下表の「資本金等の額」または「従業員数」のいずれかに該当する方

業種	資本金等の額	従業員数
製造業・建設業・運送業その他	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5000万円以下	50人以下
サービス業	5000万円以下	100人以下
ゴム製品製造業	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5000万円以下	200人以下

自動車または航空機用タイヤおよびチューブ製造業ならびに工業用ベルト製造業を除く

企業組合、協業組合  
事業協同組合・商工組合等で、共同生産・共同販売等の共同事業を行っている組合